

令和7年度 広報すずか「ひろげよう人権尊重の輪」コラム一覧

【4月5日号】市民対話課、人権政策課



鈴鹿で楽しく多文化交流！ わいわい春まつり開催

市民対話課 ☎382-9058 📠382-7660 ✉shimintaiwa@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

現在、本市には60カ国を超える国籍の方が暮らしています。

これほどたくさんの国籍の方が共に暮らすためには、同じ地域の生活者として、外国人も日本人も、互いの文化的な違いを認め合うことが大切です。しかし、実際には言葉や文化の違いから誤解や偏見が生じることがあります。そのため、本市は、さまざまな文化に触れる機会となるよう、多文化共生をテーマにした出前講座の開催やパネル展の実施、Instagram「やさしいにほんご すずか【公式】」で情報発信などを行っています。

また、5月18日(日)には鈴鹿国際交流協会とさまざまな国籍のボランティアの皆さんとが協力して実施する「鈴鹿国際交流フェスタ2025 わいわい春まつり」を開催します。わいわい春まつりでは、さまざまな国の料理や音楽、ダン

スを楽しむことができ、外国の文化に触れることができます。また、民族衣装の試着体験やワークショップも予定しており、たくさんの国の方との交流ができます。

「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまち」は、市内で暮らす日本人と外国人の相互の理解と協力によって実現します。今後も、多文化共生のイベントや活動に積極的に参加し、多文化共生社会を築いていきましょう。

鈴鹿国際交流フェスタ2025

わいわい春まつり

と き 5月18日(日)10時～15時30分

ところ ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿
(文化会館)

2025.4.5 15

【5月5日号】教育支援課、人権政策課



「カミングアウト」と「アウティング」

教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053 ✉kyoikushien@city.suzuka.lg.jp
 人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

ある方が会話の中で、「実は僕は、女性の体で生まれ、心は男性として生きています」と話しました。自らの特性や経験などを伝えることを「カミングアウト」と言います。

カミングアウトは、本人の意思により、「本人自身が、伝えたい人に伝えたいタイミングで行う」ものであり、周囲が強制したり禁止したりすることがあってはならないものです。

カミングアウトは、「あなたには伝えたい」という大切な思いから、決心することがほとんどです。伝えられた側も、本人の思いや願いと真剣に向き合い、本人の尊厳を最大限尊重して真摯に受け止めたいものです。

一方、このような話を聞いた人が、本人の同意なく周囲に漏らすことを「アウティング」と言います。アウティングされた人は、自身が望まない開示を、他者が勝手にしたことにより、深く傷ついたり、不安や絶望にさいなまれたりして、命にも関わる深刻な結果を招いてしまう可能性があります。そのため、アウティングは、重大な人権侵害と考えられています。

全ての人が、ありのままの自分で過ごせるよう支え合う社会を皆で築くためには、「カミングアウト」や「アウティング」について正しい知識を得て、本人の意思を尊重し、安全・安心な環境を作っていく必要があります。

2025.5.5 19

【6月5日号】男女共同参画課、人権政策課

ひまげよう 人権尊重の輪

性別にかかわらず、持てる力を発揮できる社会へ

男女共同参画課 ☎381-3113 📠381-3119 ✉danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されました。これを踏まえ、国は毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

本週間のキャッチフレーズを毎年1月から2月に募集しており、令和7年度は「人材の育成・ネットワークの形成」をテーマとして募集し、応募総数4,946点の中から“誰でも、どこでも、自分らしく”のキャッチフレーズが選ばれました。

男女共同参画社会とは堅苦しいことではなく、男性も女性も性別に関係なく意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事・家庭・地域といった生活の中で、個性と多様性を尊重し、誰もが希望を実現できる社会を実現していくためにも、年齢・性別・職業・障がいの有無に関わらず一人一人がより良い未来について考え、行動し、互いに協力し合いましょう。

これを機に、性別にかかわらず、共に持てる力を発揮できる社会について考えてみましょう。



2025.6.5 19

【7月5日号】教育支援課、人権政策課

ひまげよう 人権尊重の輪

無意識の決めつけ(マイクロアグレッション)に気づく

教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053 ✉kyoikushien@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

誰かを傷つけたり、差別したりするなどの悪意はなくとも、無意識に人を傷つけてしまう言動を「マイクロアグレッション」といいます。

例えば、自分の性別に悩む人に、「誰でも異性に関心を持つよね」と言ったり、ミドルネームのある人に、「履歴書などに『氏』と『名』を書いてね」とお願いしたり、日本で生まれ育った外国にルーツのある人に、「いつ日本に来られたのですか」と尋ねたりした場合、これらの人々はどのような感情を持つのでしょうか。少なくとも気持ちがすっきりしない複雑な感情を抱くことになるのではないのでしょうか。

また、「マイクロアグレッション」には、肯定的な意識から行われる言動も含まれます。

例えば、サッカー強豪国にルーツがあるサッカー経験のない人が、「サッカー上手いんでしょ。教えて」と言われて困ったというケースなどがそれにあたります。他にも、「トランスジェンダーの人はおしゃれ」、「女性は料理が得意」、「関西人は面白い」など、その人の属性によって決めつけたイメージを持つことによって、「マイクロアグレッション」を引き起こしてしまう可能性があります。

このように「マイクロアグレッション」は、知らないうちに誰かを生きづらくさせている言動なのです。自らの言動を振り返ることで、誰もが気持ちよく、生き生きと生活できる社会をつくっていききたいですね。

2025.7.5 19

【8月5日号】人権政策課



戦後80年、鈴鹿市非核平和都市宣言40周年

人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

今年、戦後80年、本市が昭和60年に「非核平和都市」を宣言して40周年の節目を迎えます。

戦争を経験された方が多く亡くなり、先の大戦の記憶を語り継ぐ方が少なくなりつつあります。

現在、戦争を体験していない世代が多数を占めるようになってきており、戦争が「記憶」から「歴史」に変わりつつある中、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に伝えていく必要があります。

日本は、広島と長崎への原爆投下という悲劇を経験した唯一の国として、核兵器の脅威、被爆による後遺症や変化する日常を次の世代へつなぎ、国内外に「核兵器は決して使わず、減らし、廃絶すべき」というメッセージを発信していくことが重要です。

この機会に私たちは、今日の日本で平和な

日常を過ごせることについて深く考え、平和と生命の尊厳を守り、みんなが安心して暮らせる社会を目指しましょう。

非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いであるにもかかわらず、核戦争の危機は、依然として存在し、人類の生存に大きな脅威を与えている。

われわれは、世界で唯一の核被爆国民として、また、永久に戦争の放棄を誓った国民として「作らず・持たず・持ち込ませず」の非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となり、核兵器が地球上から廃絶されることを希求して、ここに非核平和都市となることを宣言する。

1985(昭和60)年7月1日
鈴鹿市

2025.8.5 19

【9月5日号】教育政策課、教育支援課、人権政策課



バリアフリーと学校施設

教育政策課 ☎382-9112 ☎383-7878 ✉kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp
教育支援課 ☎382-9055 ☎382-9053 ✉kyoikushien@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

平成31年4月1日から全面施行された、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」には、障がいの「社会モデル」の考え方が反映されています。

「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活などで受ける制限は、障がいによって生じるものではなく、社会のさまざまなバリア(社会的障壁)との相互作用によって生じるものであるという考え方です。例えば、車いす使用者が建物を利用しづらいと感じるのは、障がいが原因ではなく、段差や、エレベーターがないことといった建物などの状況(社会の側)に原因があると考えます。

また、令和3年4月には「高齢者、障害者等の

移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正法が施行され、一定規模以上の公立小・中学校の新築や増築などをする際に、バリアフリー基準への適合が義務づけられました。

本市は、この法律改正前から、校舎の新築時にエレベーターを設置したり、既存施設にスロープを取り付けたりするなどして、バリアフリー化を進めてきました。2・3月に完成した河曲小学校屋内運動場や、白子中学校本館校舎には、車いす使用者用トイレなどを設置しています。

今後も、全ての児童生徒が生き生きと安心して学習や生活ができる学校施設の実現に向けて取り組んでいきます。

2025.9.5 19

【10月5日号】産業政策課、人権政策課



企業と人権～安心していきいきと働くために～

産業政策課 ☎382-7011 📠384-0868 📧sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 📧jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

企業には、社会の一員として基本的人権を尊重した行動が求められます。近年は特に「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取り組みが重要視されてきています。

企業における人権課題としては、職場での差別やパワハラ、セクハラ、採用に関する差別的な扱いなどが知られています。厚生労働省が2023年に実施した調査では、過去3年間に勤務先でパワハラを経験した人の割合は19.3%、セクハラを経験した人の割合は6.3%でした。

昨今、カスタマーハラスメント(カスハラ)という言葉も聞かれるようになりました。これは、顧客や取引先からの暴力的な要求や悪質なクレームなどの著しい迷惑行為のことを指します。企業にとって、このカスハラへの対応が、従業

員の人権を守る上で大きな意味を持つようになっています。

世界人権宣言と並んで現代の人権の基礎となっている国際人権規約には、全ての人が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的な意見・その他の意見、国民的・社会的出身、財産、出生または他の地位などによるいかなる差別も受けないことが明記されています。誰もが安心して働くために、差別を受けない権利は、企業でも当然ながら尊重されなければなりません。

本市は「市内に雇用の方が確保され、安心していきいきと働くことができる環境が整っている」まちを目指しています。誰もが自分らしく、充実して働くことができる環境づくりに努めていきましょう。

2025.10.5 23

【11月5日号】人権政策課



「考える」ことから始める犯罪被害者支援

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603 📧kotsubohan@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 📧jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

もし犯罪や事件などに巻き込まれたら、私たちの生活はどのように変わってしまうのでしょうか。

犯罪被害に遭うと、精神的・身体的に大きな影響を及ぼし、それが原因でフラッシュバックを起こして精神的に追い詰められ、日常に戻ることがより困難になる事例もあります。

また、犯罪被害者等(犯罪被害を受けた方やその家族・遺族)は、直接の被害に加えて、心ないうわさや中傷、メディアによるプライバシー侵害、捜査・裁判への精神的負担、経済的困窮など、さまざまな「二次被害」という人権侵害を受けることがあります。

このように犯罪の被害に遭った人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解する

ことが大切です。

国では、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日を含む1週間(11月25日から12月1日まで)を「犯罪被害者週間」と定め、全国的に啓発事業を実施しています。

本市でも、令和3年4月に「鈴鹿市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の回復と軽減を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支え、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

この機会に、犯罪被害者等への理解を深め、私たちができる支援を考え、てみませんか。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュッとちゃん

2025.11.5 19

【12月5日号】特集号 教育支援課

広報すずか SUZUKA

令和7年(2025年)

12/5

No.1689

特集

今、自分にできること 差別をなくす実践行動

表紙写真

人権教育センターで人権学習をする児童たち。真剣なまなざしで自分にできることは何かを考えています。

LINE公式アカウントで
広報発行をお知らせ



鈴鹿市マスコットキャラクター
ベルディ

P6 情報館1 年末年始の業務案内
P8 情報館2 障害者週間
P9 情報館3 冬の国道1号通行止め

P10 情報館4 市民活動・NPO月間
P11 こちらすずか情報局
P12 お知らせ・催し物





あいざつで安心できる学校を目指す平田野中学校の生徒会の皆さん



差別をなくすためにまず大切なことって？

人権教育では、正しい知識を得ることや、思いやりの感性を育むことも大切ですが、人権を守り差別をなくすための「実践行動」ができるようになることも重要です。

「実践行動」とは、差別的な言動に出会ったときに、差別的発言であることを指摘したり、差別を解消しようと行動したりするなど、具体的な行動を起こすことです。社会問題であるSNS上での誹謗中傷の書き込みや、個人情報を晒す動画投稿

などに対して、多くの人々が、その問題点を指摘したり、問題を解決しようと行動を起こしたりしています。

こどもたちも同様に、こうした姿勢や行動がさまざまな場面で行えるよう人権学習に取り組んでいます。私たち自身も、自らの言動や生活を振り返りながら、全ての人が安心して過ごせる学校や社会をつくるため、「今、自分にできること」を考え、実践行動につなげていきませんか。



中学生ヒューマンライツサークル（旧：中学生人権ネットワーク）

市内の中学生が人権教育センターで、月に1、2回程度人権について考えたり、話し合ったりしている人権サークルです。人権劇やスライドなどを制作・発信し、差別をなくし人権を大切にする行動を広げていくことを目指しています。

サークルメンバーの一言

いじめや差別をなくすこと、友だち関係などについて、安心して話せて楽しいです。このような場が、学校や普段の生活でも作ってほしいと思います。



▲自分の思いをワークシートに書き入れる中学生たち

市内10中学校区 「人権フォーラム」

毎年12月ごろ、各中学校区で、小学生と中学生の代表者が集い、人権について話し合いを行っています。

そこでは、各学校で話し合ってきた身近な人権問題に対して、「何が問題なのか」「自分ならどうするのか」など、差別をなくし自分らしく日々を過ごすための考えや思いを交流合っています。ここで話し合った内容は各学校で還元し、それぞれの人権学習に生かしています。

中学校区の担当教諭の声

司会進行を務めた中学生の「いじめや差別をなくしていきたい」という熱意が小学生にも伝わり、差別をなくす展望を踏まえた活発な討議ができたと思います。



▲いじめや差別をなくす行動について話し合う児童・生徒

人権作文や人権ポスター などでの啓発活動

市内の小・中学生は、毎年人権に関する作文やポスターの制作を通し、一人一人の人権を大切にする思いを、文書や絵で表しています。このような活動や発信も「差別をなくす実践行動」です。

年間を通して、人権に関する知識を得たり自らの人権感覚を高めたりするなど、各小・中学校で人権学習が進められています。

▼▶ 全ての人が生き生きと過ごせる学校や社会を願い、自分の思いを表現した人権ポスター



令和7年度小学校の部：最優秀作品
(鼓ヶ浦小学校1年 後藤 桃花さん)



令和7年度中学校の部：最優秀作品
(大木中学校3年 加藤 涼さん)



私たちにできること



現代社会には、まだまだ不合理な迷信や決めつけなどが多く存在しています。例えば「^{ひのえうま}丙午生まれの女性への偏見」もその一つです。

来年、2026年がその丙午の年に当たります。

その時に生まれてくる子どもに偏見なく喜ぶことができるようにしていくことが、私たちにできる差別をなくす第一歩ではないでしょうか。

また、人権教育の目的は「自他を大切にする子どもを育てること」です。そのためには学校以外の家族や地域でも、子どもが自尊感情を持てるように「がんばってるね」「とてもいいよ」などのプラスメッセージの声掛けをしていくことが大切です。こうしたことも人権を大切にする私たちにできる行動の一つだと思います。



鈴鹿市人権教育
アドバイザー

にし しげる
西 繁 さん



こどもたちの人権作文

学校で人権について学んだ児童・生徒の皆さん。自らの経験をもとに記した「人権作文」について、代表作品をご紹介します。

好きなものをえらびたい

やまじ はると
河曲小学校3年 山路 悠仁さん



ぼくは、2年生の3学期に、3年生から使う習字道具をえらびました。ぼくは、ミッキーのデザインの習字道具をえらびました。キラキラしていて、ミッキーのキーホルダーがついていました。

ぼくがミッキーの習字道具を選んでいると、お兄ちゃんが、
「なんでミッキーなん？こっちの方がいいのに。」
と、炎がらの習字道具を指して言いました。ぼくは、
「ミッキーがいい。」

と言いました。すると、お兄ちゃんは、
「そんなに言うならそれにしな。女っばいけど。」
と言い合いになりました。「女っばいとか、男っばいとか

決めなくていいのに」と思いましたが言い返すことができませんでした。

3年生になり、みんなの習字道具を見るとぼくと同じミッキーがらの習字道具は、女の子しか持っていませんでした。「炎がらの習字道具にした方がよかったのかもしれない」と思うことがあったけど、だれが何を持っていでもいいと思います。

自分のまわりにも男女での決めつけがあることに気づきました。これからは、男女関係なくすごすことができるように、きちんと言葉でも伝えたいと思います。



人の心の中の人けんを大切に

よしだ めい
白子小学校5年 吉田 芽生さん



わたしのお母さんは、7月の最初のころに左目に病気が見つかりました。脈絡膜新生血管みやくらく まくしん せいけっかんという視界の一部がぼやけたりゆがんだり見えて、ほうって置くと視力がどんどん低下していく病気です。大きな病院じゃないと治りようがないと言われたので大学病院に行きました。わたしは、とても心配だったので学校から帰ってきてから詳しく話を聞くと、わたしが今じゅぎょうで習っている人けんのことにとても関わる話だなと思ったので、そのことについて書こうと思います。

お母さんは、病気の進行をおさえるために目に注射をうったので、顔の半分がかくれるくらい大きな眼帯をつけてもらったそうです。車の運転はしてはいけないうので病院から駅まで久しぶりに町中を歩いてみると、この世の中は体が不自由な人でもあまり不便な思いをすることのないように道が整えられているんだなということに気づいたそうです。このように現代の「町なみ」は、

できる限りだん差がなかったりたくさん点字ブロックがあったりと、みんなが好きなときに好きな場所に行けるといいう人けんが守られるように整えられている一方、すれ違う人や電車の中ではジロジロといやな感じの見方をしてくる人もいたと、お母さんは言っていました。

わたしは、「人の心の中」の人けん意識は、まだうすいのかなと思いました。わたしは、生まれた国がちがっても、身体が不自由でも、みんな同じ人間なんだからおたがいの人けんを大切に思い合うべきだと思います。じゅぎょうで習うまでは、「人けんとは」ということをあまり考えたことがありませんでしたが、いつも家族や先生や友達など、わたしの周りの人たちがわたしの人けんを大切にしてくれているから、わたしは毎日楽しくすごせているんだということを学校やお母さんのおかげで気づくことができました。なので、わたしも周りの

人たちの人権を大切に思い、自分とちがう見た目の人やちがう考え方の人と出会っても人権しん害のような行動なんてしないように生きていこうと思います。

お母さんは病気が見つかったとき、もしかしたら左目が見えなくなるかもしれないのでとても落ちこんでいましたが、病気のおかげで体が不自由な人の気持ちが

少しだけわかることができたと言っていました。そして必要以上にジロジロ見られると気楽に外に出られなくなるから、自分たちは人に対してそういうことはやめようねと二人で話しました。こんなふうに人の気持ちがわかる人が、今よりもっとふえたら人権がもっともっと守られる平和な世の中になるとと思います。

差別

ひろのしょうこ
平田野中学校3年 廣野 祥子さん



私は、SNSで「外国人は邪魔だ」「外国人は自分の国へ帰れ」といった差別的な言葉を見かけました。何気なく書いたのか、何か原因があったのかよりも先に私はとてもショックを受けました。それをきっかけに「差別」について考えてみたいと思いました。

なぜそんな言葉が書かれるようになったのか自分なりに調べてみたところ、SNSで拡散されていた動画を見つけました。その動画では、電車の中で外国人と見られる男性が迷惑行為をしていました。この動画は大炎上しニュースにもなりました。「温泉で騒ぐ外国人観光客」と書かれた記事でした。日本の文化である温泉のルールを守らないといった内容でした。

私はこれらを見て、正直なところあまりいい印象を持ちませんでした。「やっぱり外国人ってマナーが悪いのかな。」「怖そう。」と思ってしまったこともあります。でも、そのとき私は、その動画や記事だけでたくさんの人をひとくくりにして考えてしまっていました。冷静になってよく考えてみると、日本人にもマナーの悪い人はいます。それなのに、一人の日本人が迷惑行為をしたからといって日本人全体がマナーが悪いとは言いきれません。迷惑行為は確かにいけないことです。しかし、いきすぎた発言をすることや一人の外国人がした行動だけを見て、外国人はみんなそうだと決めつけてしまうことはとても不公平だし、同じくらいいけないことだと思いました。

また、私は近所に住んでいるAさんの顔を思い出しました。Aさんは、2年ほど前に近くに引っ越してきた外国人の方で、お友達と住みながら、一緒に仕事へ通勤しています。最初は、ゴミ出しの日や当番を忘れてばか

りで、迷惑していました。でも、ある日私が学校から帰っている途中で、自転車のブレーキをかけてもぜんぜんかからないことに気づき自転車を押しながら歩いていると、Aさん達が後ろから来ていて道を開けると、Aさんが「大丈夫？」と声をかけてくれました。事情を説明すると、AさんやAさんの友達が助けてくれて家に送ってくれただけでなく、ブレーキまで直してくれたのです。私はものすごく反省しました。話したこともない人を勝手に決めつけていたからです。ゴミの日は、自治体がちゃんと説明していなかっただけで、当番の説明も日本語で分かりづらかったただだと分かりました。周りからきつい言葉を言われても困っている人を助けるそんなAさんが悲しむそんな日本はだめだなと思いました。外国人労働者の問題も最近増えていてAさんもそのことを話していました。

これをふまえて、外国人の方と一緒に過ごすには、日本の文化、ルールを分かりやすく説明し関わることから始めて、外国人というひとくくりの大きな主語にせず一人一人をみることを大切にしてほしいです。自分もですが勘違いをしてしまうこともあると思います。ですが、しっかり見直して反省すれば、仲を深めることもできます。実際にわたしはAさんと仲よくなることができ初めて外国人の友達ができました。自分がしっかり向き合った結果だと思います。SNSなど情報がよく回る現代ですが、話して関わることの方が大切だし、大切にすべきだと思います。



今回の特集に関するご意見・ご感想は

教育支援課 ☎382-9055 ☎382-9053 ✉ kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

【1月5日号】人権政策課



インターネットと人権

人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

インターネットの普及によって、私たちの生活は便利になりました。例えば、情報収集や情報発信ができたり、海外の商品も簡単に購入できたり、生活する上でとても便利です。インターネットは、私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で、大きな存在となっています。しかし、インターネットは使い方間違えると凶器になります。

誰でも見ることができる掲示板やSNSに他人の悪口や個人情報を書き込むことは、インターネットを使用した人権侵害です。また、特定の地域やその住民・出身者などを誹謗中傷する内容の動画をYouTubeなどの動画投稿サイトにアップロードするなどの悪質な投稿が増加しており、社会問題となっています。

これらのインターネットを使用した人権侵害は、一度ネット上に掲載されると、削除が困難になり、短時間で拡散される危険性があります。

インターネットは使い方次第で「加害者」にも「被害者」にもなる恐れがあります。インターネット上の問題となっている行為は、人間としての尊厳を傷つける、差別を助長するとして、法的な差止めや損害賠償の対象となることもあります。

インターネットによる人権侵害の「加害者」にならないために、投稿する内容は世界中から見られていることを認識しましょう。また、画面の向こうには自分と同様に人権のある他者がいることを意識し、他人を傷つける内容の投稿はしてはいけません。

インターネットによる人権侵害の「被害者」となった場合は、一人で悩まずに、専門の相談窓口にご相談しましょう。

法務省の
人権相談ページ



2026.1.5 19

【2月5日号】教育総務課、人権政策課



学校給食費に関する支援について

教育総務課 ☎382-7617 ☎383-7878 ✉kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

学校給食は、教育活動の一環として位置づけられており、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達に欠かせないものです。

本市においては、学校給食を利用する児童・生徒の保護者の皆さんに、学校給食費を負担いただいております。

学校給食を利用するご家庭によっては、経済的な理由などにより、学校給食費のお支払いが困難な場合もあり、ご相談の際にさまざまな支援制度(学校教育課所管の就学援助制度、子ども育成課所管の副食費免除制度など)をご

案内しています。

また、本市の幼稚園および小・中学校には、外国籍の児童・生徒も多く在籍していることから、保護者の方へは、母国語に応じた通知文や三者通訳サービスを活用し、円滑なコミュニケーションを支援するなど、全ての方にわかりやすくご理解いただけるように努めています。

どのような環境にあるかに関わらず、学校給食を通して、栄養バランスの取れた食事と食育の機会を提供できるよう支援の取り組みを進めています。

2026.2.5 15

【3月5日号】健康福祉政策課、人権政策課



更生保護と人権

健康福祉政策課 ☎382-9012 📠382-7607 ✉ kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214 ✉ jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

近年、刑法犯罪の認知件数は減少傾向にある一方で、検挙者に占める再犯者の割合は約半数で推移しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ取り組みの重要性が高まっています。

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯してしまう背景には、矯正施設を出所した後、住む場所がない、働く場所がないといった生活基盤の不安定さや、罪を犯した人に対する偏見や差別により、相談相手がなく地域で孤立してしまうといった生きづらさがあるといわれています。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけでなく、家族、職

場、地域社会の理解と協力が不可欠であるとともに、これらの人に対する偏見をなくし差別意識を解消することが大切です。

国では、毎年7月を再犯防止啓発月間と定め、全国的に啓発活動を実施しています。鈴鹿市においても、鈴鹿市保護司会をはじめとした関係団体と連携しながら、再犯防止啓発月間に合わせて「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための啓発活動を推進しています。

犯罪や非行のない、安全で安心な社会を実現するため今何が求められているのか、そして、自分には何ができるのか、皆さんで考えてみませんか。